○農林水産省告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市一色町字長木一六の二、字里洞八の三、一一の七から一一の一〇まで、字松ノ下二六の二、字神谷入一七の六から一七の九まで、一八の二、二一の二、字コウノス四の二、九の三、一〇の二、字桜田八の三、字宮ノ入一九の二、二一の三、字小引七の二、八の二、字竹ノ入一六、一七の二、字上ノ切六の三、一六の二、一九の二、二〇の二、字桜ノ木一の三、一の四、五の二、六の二、九の三、字小神田五の二、一四、字吉立五の二、五の三、七の三、一〇の二、字下海道二の三、二の四、三の二、四の二、字池田一の三から一の五まで、五の二、字大神田一の三、三の三、五の三、六の二、七の二、八の三、九の二、一〇の三、一五の二、一七の三、一八の二、二二の三、二三の三、二四の三、二五の二、字中下田二四、二五、字奥添一の二、二の二、六の二、一二の三、外山町字大久保九の二、一六の三、一六の四、字論出九の二、一七の二、二〇の二、二〇の三、二二の四、二九の二、二九の三、三〇の二、字シモ二の一から二の三まで、三の五、一三の五、一四の三、一四の四、一七の四、字クイゼ一、一三の二、一三の三、一四の二、一五の二、一六の二、二〇の四、二一の四、二三の二、二五の三、二五の四、三〇の三、三二の六、字クロカタ五の一一、九の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市野入町下ノ入三一の三、三二の一、三八の二、三八の八、三八の九、三八の一二、四四、五一の一、五一の二、五三、姥ガ洞一七から二三まで、木地山八九・九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九五の一、九五の二、九六の一、トヲノス三二の一、武節町サブサ三二一の一、三二一の六、三二一の一三、三二二の一、三二二の四、三二二の八、三二三の一、三二三の一〇、三二三の一四、三二四の一、三二四の五、三二四の八、三二四の一〇、三二四の一二、三二四の一四、三二五の一、三二五の二、オノ二七〇の一、三二八の一、アケビ沢三一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　滋賀県高島市朽木村井字横谷一の五八から一の六〇まで・一の六二から一の四まで・一の八〇（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一の六五、一の六六

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県額田郡幸田町大字坂崎字雀ケ入一の七、二二の五、二二の八、二二の九、字菲ケ坏一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一から三の九まで、四の一から四の一四まで、四の二〇、四の二三、四の二五、四の二八、六の二、六の三、字大硲一の一三（次の図に示す部分に限る。）、一の二から一の五まで、一の一〇、一の一一、一の一五、二五の一〇、二五の一二、二五の一三、二五の一五、字皇子ケ入三の一九・三の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の二、三の一八、三の二一から三の二三まで、三の二九、三の三〇、三の四二、字洞ケ杁一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の五、一の八から一の一〇まで、一の一二から一の一四まで、一の一六、字京ケ峯下二五の一・二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三、二四の一、字京ケ峯一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、一の四、六、字鐘場二六の三七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市東河原町字コスマイ一九の四、字古貝津六三・六六・七一・七二・七四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五二、六〇、六五、字ホドクチ二〇の二、字ノコヤウ一五の一、一五の二、一九、二二、二五から二七まで、二八の一、二八の二、中金町字前山五七の一、雨山町字長沢入日面一一、一一の一、一一の二、字ツノジ五の一から五の三まで、大代町字岩倉九の一、字カラ沢一の二〇、字ビヤ田一八の二（次の図に示す部分に限る。）